

令和8年度第1回ふぐ処理師免許に係る講習 実施案内

このことについて、次のとおり実施いたしますので、内容を十分に御確認の上、受講手続を行ってください。

1 講習の区分及び受講対象者について

徳島県ふぐの処理等に関する条例（以下「条例」という。）に規定される講習は、次の2つに分けられます。この度、2つの講習を同時に行いますが、受講対象者や受講手続はそれぞれ異なりますので、ご注意ください。

(1) 新規講習	・ 条例第5条第2項第1号に規定する講習 ・ 受講対象者：新たにふぐ処理師免許の取得を目的とする方
(2) 更新講習	・ 条例第9条第2項に規定する講習 ・ 受講対象者：既に徳島県でふぐ処理師免許を取得しており、その更新を目的とする方 <u>* 令和4年に免許を取得した方は受講してください。</u>

2 講習日時

- 1回目：令和8年9月30日（水） 10時00分から12時10分まで
2回目： 9月30日（水） 14時00分から16時10分まで
3回目： 10月 1日（木） 14時00分から16時10分まで

※日程は2日、計3回に分けて行われますので、申請書には希望する日時をご記入ください。

※各回とも定員になり次第、受付を終了します（先着順）。

定員に達した場合、ご希望とは異なる日時の回をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 講習会場

とくぎんトモニプラザ 大会議室
徳島県徳島市寺島本町西1丁目5番地
アミコビル東館 9階

4 受講手続

受付期間	令和8年9月1日（火）～3日（木） 13：00～16：00
------	----------------------------------

受付場所	徳島県職員会館 2階 サークル室 (徳島県徳島市万代町3丁目5-3) ※申込人数の関係上、上記の場所にて対面で受付を行います。
郵送希望 の場合	簡易書留等配達記録が残る方法による郵送 令和8年9月3日(木) 必着 (送付先) 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県生活環境部安全衛生課内 一般社団法人徳島県食品衛生協会 宛
提出書類	(1) 受講申込書 ・新規講習を受講する場合：別紙様式1 ・更新講習を受講する場合：別紙様式2 (2) 手数料3000円(徳島県収入証紙により納入すること。) ※徳島県収入証紙は9月30日で販売を終了いたします。 10月1日以降は購入することができませんので、免許を更新される方は 併せて購入をお願いします。(免許更新手数料：3000円)

<留意事項>

- ・徳島県収入証紙は、徳島県内の食品衛生協会（各保健所庁舎にあります。）、阿波銀行各店舗、徳島大正銀行各店舗及び県庁地下1階の売店等で購入することができます。
- ・徳島県収入証紙は、**収入印紙ではありません**ので、ご注意ください。
- ・徳島県収入証紙には、消印をしないでください。
- ・受付をした申込書等の提出書類及び手数料は、申込みを取り消した場合又は講習を受けなかった場合でも返還いたしません。
- ・受講申込書の提出は、受付期間中に早めに行ってください。
- ・提出していただいた書類に不備等があった場合、ご連絡させていただくことがあります。
- ・【重要】講習会後に免許の更新を検討される方は**9月30日までに講習申請用・免許更新用の徳島県収入証紙（計6000円分）を併せて購入してください。10月1日以降はキャッシュレス決済へ移行し、運用初めのため、お時間を頂く可能性があります。できるだけ、収入証紙でのお支払いをお願いします。**

5 講習時間等

【午前の部（1回目）】

午前の部	時 間	所 要 時 間
受 付 ふぐ処理師免許更新申請の受付	9:30 ~ 10:00	
条例及び条例施行規則に関する知識	10:00 ~ 10:30	30分
ふぐに関する一般知識	10:30 ~ 11:15	45分
休 憩	11:15 ~ 11:25	10分
食品衛生に関する一般知識	11:25 ~ 12:10	45分

修了証の交付	12:10 ~	
--------	---------	--

【午後の部（2回目・3回目）】

午後の部	時 間	所 要 時 間
受 付 ふぐ処理師免許更新申請の受付	13:30 ~ 14:00	
条例及び条例施行規則に関する知識	14:00 ~ 14:30	30分
ふぐに関する一般知識	14:30 ~ 15:15	45分
休 憩	15:15 ~ 15:25	10分
食品衛生に関する一般知識	15:25 ~ 16:10	45分
修了証の交付	16:10 ~	

6 講習当日持参するもの

- ・筆記用具
- ・ふぐ処理師免許更新申請を行う方は必要書類及び収入証紙3000円
（手数料に関しては可能な限り徳島県収入証紙により納入をお願いします。
なお、9月30日で収入証紙の販売は終了しますのでご注意ください。）

7 受講にあたっての注意事項

（1）遅刻等で受講できなかった場合も手数料は返還いたしません。事前に受付時間、講習会場の場所等を十分に御確認の上お越しください。

（2）新規講習の方

ふぐの処理師免許の申請をするには、本講習を受講するほか、知事が定めるふぐ処理師試験に合格しなければなりません。

令和8年度の試験は、令和9年1月下旬～2月上旬に行う予定ですので、徳島県ホームページ等で試験の案内を御確認の上、受験申請してください（11月中旬～12月中旬掲載予定）。

ただし、他都道府県等が実施する試験に合格し、徳島県の免許を申請しようとする方は、県安全衛生課（電話 088-621-2229）までご連絡ください。

（3）更新講習の方

本講習当日、受講会場にてふぐ処理師免許更新申請の受付窓口を設けますので、講習受講の際には、収入証紙を貼付した必要書類をお持ちください。

（手数料に関しては可能な限り徳島県収入証紙により納入をお願いします。
なお、9月30日で収入証紙の販売は終了しますのでご注意ください。）

なお、更新対象者が多数いらっしゃる場合は、受付にお時間がかかることがありますので、お早めにお越しください。

8 講習に関する問合せ先

一般社団法人徳島県食品衛生協会
電話 088-621-2219

Email tokuhp@t-shokukyo.jp